

新潟市西蒲区スポーツ協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟市西蒲区スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第4条第1項第9号の規定に基づき、表彰に関し必要な事項を定め、次の基準に従って推薦する。

(基 準)

第2条 推薦は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについて行う。

【功労賞】

- (1) 本会の役員で、その役務を完遂した者。
- (2) 西蒲区内のスポーツ振興のため、顕著な功績のあったもの。
- (3) 各競技の指導者として、優れた技術指導により永年優秀競技者の育成に努め、且つ優秀な成績に導いた者。

【優秀競技者賞】

- (1) 個人又は団体競技で、全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会・国民体育大会等権威のある新潟県大会で優勝・準優勝の成績をあげた者。
- (2) 個人又は団体競技で、新潟県代表として全国大会等に出場した者。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その功績が著しく、特に顕彰の必要があると認められ、本会の会長が推薦する者。

(対 象)

第3条 表彰対象者は西蒲区内の居住者又は本会の会員、若しくは西蒲区内の小・中・高校に在学している者。

(候補者の推薦)

第4条 表彰候補者は、本会の加盟団体長から本会会長に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 前条の規定により推薦された者について、常任理事会並びに理事会において審議・選考し、出席理事の過半数をもって受賞者を決定する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成20年3月12日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月1日 一部改正